

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領

平成25年 5月16日付け25水港第124号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
最終改正 平成30年3月28日付け29水港第261号

第1 趣旨

水産業及び漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。

しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されることは、国民全体に幅広く便益をもたらすものであり、地域の漁業者、住民、非営利団体等（以下「漁業者等」という。）による多面的機能を発揮するための活動を推進していく必要がある。

このため、漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るため「水産多面的機能発揮対策」（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 対策の内容

本対策の内容は、次のとおりとする。

1 水産多面的機能発揮対策事業

水産多面的機能発揮対策事業（以下「対策事業」という。）においては、効果の高い多面的機能の発揮に資する活動に取り組む組織（以下「対象活動組織」という。）に対し、水産庁長官が別に定めるところにより交付金を交付する。

2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業（以下「運営事業」という。）においては、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、第6に定める地域協議会、都道府県及び市町村に対し、水産庁長官が別に定めるところにより交付金を交付する。

第3 実施期間

実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

第4 対策事業の成果目標

- 1 対策事業の成果目標の指標については、対策事業の交付金の対象となる活動に応じて、水産庁長官が別に定める。
- 2 成果目標は毎年度設定する。

第5 水産多面的機能発揮対策推進の基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 国民理解の促進

漁業者等が行う、効果の高い多面的機能発揮に資する活動（以下「機能発揮活動」という。）の推進は、水産業及び漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能の適切かつ十分な発揮につながるものであり、本対策の実施に当たっては、地域の実情を十分踏まえつつ、漁業者、地域住民その他関係者の理解及び協力並びに広く国民の理解を得ながら進めることが重要である。

このため、本対策の推進には、漁業者等の多様な主体の参画が得られるよう、国民の理解の促進に努めるものとする。

(2) 国、地方公共団体、関係団体等の連携

漁業者等が行う、機能発揮活動の推進は、水産業及び漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能の発揮に資することから、広く地域や国民全体にその便益が及ぶ取組である。このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図る必要がある。

特に、本対策が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国及び地方公共団体が一体となって緊密な連携の下に本対策を推進するものとする。

2 推進上の留意点

(1) 地域協議会の役割

第6に定める地域協議会は、対策事業及び運営事業の実施主体として、当該事業の交付金を対象活動組織に交付するほか、対象活動組織に対する指導を行うなど、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

(2) 対象活動組織の役割

対象活動組織は、機能発揮活動の実施主体として、水産業及び漁村の持つ多面的機能を発揮させることにより、その利益が広く国民へ享受されるよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本対策の推進に当たり、地方公共団体としての適切な役割を果たすほか、地域協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うとともに、運営事業の実施主体として、国及び地域協議会との連携の下に本対策が本要領の趣旨に沿って適切に実施されるよう努めるものとする。

(4) 国の役割

国は、本対策の推進に当たり、適切な役割分担の下、地域協議会及び地方公共団体が行う事務が適正かつ効率的に行われるよう支援及び指導を行うものとする。

第6 地域協議会

1 地域協議会の設置

対策事業及び運営事業の実施主体として、地域協議会を設置するものとする。地域

協議会の設置に当たっては、次に掲げる地域協議会の意思決定の方法（以下「地域協議会規約」という。）並びに事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「その他の規程」という。）を定めるとともに、地域協議会の事業計画を作成し、2に定める会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得るものとする。

なお、その他の規程は、水産庁長官が別に定める規程例等を参考に作成するものとする。

- ア 地域協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

2 地域協議会の要件

地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な対策事業の推進が可能な地域を単位とし（事務処理及び対象活動組織の承認を円滑に行うためには原則各都道府県ごとに1つとすることが望ましい）、都道府県、関係市町村（多数の場合は互選で選出も可）、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ア 代表者（以下「地域協議会長」という。）が定められていること。
- イ 会員に、都道府県、対象活動組織が存する市町村（互選で選出された場合は当該市町村）、都道府県漁業協同組合連合会等の漁業者団体、学識経験者等の機能発揮活動の指導・監督を行うことができる者が含まれていること。
- ウ 対策事業及び運営事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会規約及びその他の規程が定められていること。
- エ 地域協議会規約及びその他の規程において、一つの手続に複数名が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- オ イに掲げる会員（学識経験者等の個人を除く。本項において同じ。）、1以上が地域協議会の事務局の一部を構成し、又はイに掲げる会員の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち一人以上が当該地域協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。
- カ 地域協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

3 地域協議会に係る承認

地域協議会長は、対策事業又は運営事業を実施又は変更しようとするときは、2の要件を満たすことについて、水産庁長官（沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会に

あつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第5項の閲覧徴求、第6項の指導、第9の報告、提出及び報告徴求並びに第10の報告及び指導において同じ。)が別に定めるところにより承認を受けなければならない。

4 事務の委託

地域協議会は、対策事業又は運営事業に係る事務の一部についてその他の規程に定めるところにより、当該地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

5 経理内容の調査

水産庁長官は、必要に応じて、対策事業及び運営事業に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該事業の交付金の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧又は写しの提出を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、対象活動組織に対して行った助成に係る経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧又は写しの提出を求めることができる。

6 経理事務の指導

水産庁長官は、必要に応じて、地域協議会に対し、対策事業及び運営事業に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、対象活動組織に対し、助成に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

7 証拠書類の保管

地域協議会長又はその地位を承継した者は、対策事業及び運営事業の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類又は証拠物を、国からの各交付金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

8 業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約等、事業計画その他対策事業又は運営事業を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開することに努めるものとする。また、公開するに当たり、地域協議会の会員（都道府県及び市町村を除く）は、地域協議会に協力するものとする。

第7 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県、市町村及び地域協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとし、対象活動組織に対する交付額は次のとおりとする。

- (1) 対象活動組織への国の交付額は、当該組織の代表者が、活動を行う場所の市町村との間で締結した協定及び地域協議会により承認された活動計画により実施される活動の交付額の合計額とし、その上限は2千万円を上限とする。
- (2) 活動に係る国の交付額は、対策事業に要する経費の一部として水産庁長官が別に定めるところにより算出した交付金額を合計した額とする。また、国と地方公共団体が連携の下に対策事業を実施することが重要であることから、地方公共団体は自らの財源により国の交付金と一体的に交付金として交付することができる。
なお、国の対策事業と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。
- (3) 地方交付税措置が適用される金額の上限は、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第6に基づいて決定した当該事業に係る国からの交付決定額とする。

第8 各種施策との連携

地域協議会は、対策事業の交付金の交付に当たっては、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）の関連施策及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づく漁港漁場整備事業等との連携を考慮するものとする。

第9 報告

地域協議会長は、次に定めるところにより、本対策の実施状況等について、水産庁長官に報告するものとする。

1 地域協議会の年度事業報告書及び年度事業計画書の提出

地域協議会長は、毎年度、当該年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業報告書及び次年度の地域協議会の業務内容を記載した年度事業計画書を総会開催後30日以内に水産庁長官に提出するものとする。

ただし、地域協議会が設立していない場合の年度事業計画書は地域協議会の承認後速やかに水産庁長官へ提出するものとする。

2 対策事業及び運営事業に係る報告

対策事業及び運営事業に係る報告は、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。また、水産庁長官は、地域協議会長に対し、当該事業の推進にあたり必要な報告を求めることができる。

第10 事業の評価

- 1 対象活動組織は、毎年度、第4に定める成果目標の達成状況について、水産庁長官が別に定めるところにより、自ら評価を行い、地域協議会に報告する。

- 2 地域協議会は、1の事業評価の報告を受けた場合には、水産庁長官が別に定めるところにより、その内容について評価を行い、取りまとめの上、水産庁長官に報告する。
- 3 地域協議会は、1の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該対象活動組織に対し、引き続き、目標達成に向けて取り組むよう指導し、その内容を水産庁長官に報告する。
- 4 水産庁長官は、2の事業評価の報告を受けた場合には、その内容について、評価を行い、成果目標が達成されていないと判断される場合には、引き続き、目標達成に向けて取り組むよう指導する。
- 5 水産庁長官は、4の事業評価の結果等を公表し、翌年度以降の交付金の交付に当たっては、本事業の評価を考慮するものとする。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第124号）

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3244号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第3901号）

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3231号）

- 1 この通知は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成27年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日付け28水港第3133号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により行うこととされている平成28年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日付け29水港第2961号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。